

「マネーパートナーズ 外国為替証拠金取引約款（契約約款）」新旧対照表

(変更部分には下線を引く。)

現行約款	変更約款
<p>●第 29 条 取引の制限、停止</p> <p>マネーパートナーズは、第 12 条第 1 項、第 2 項各号いずれかの事由に該当する可能性があるとしてマネーパートナーズが判断した場合、第 27 条第 1 項各号に該当する可能性があるとしてマネーパートナーズが判断した場合または以下の事項に該当するなど不適切な取引であるとマネーパートナーズが判断した場合、お客様の新規の取引を制限または停止することができる。</p> <p>①当社システムに大きな負荷を与える行為</p> <p>②取引と関係のない入出金を繰り返す行為</p> <p>③金融資産や投資経験などから判断して過剰な取引</p> <p><u>④十数秒以内に複数回の注文を行う行為</u></p> <p>⑤お客様より FX 取引に関して訴訟提起、調停申立、裁判外紛争処理機関へのあっせん申立等が行われた場合で、その争いの対象となった事柄と同一の理由により、取引を継続したときに紛争、損失が拡大する可能性がある場合</p> <p>マネーパートナーズ外国為替証拠金取引約款改訂記録 <u>(新設)</u></p>	<p>●第 29 条 取引の制限、停止</p> <p>マネーパートナーズは、第 12 条第 1 項、第 2 項各号いずれかの事由に該当する可能性があるとしてマネーパートナーズが判断した場合、第 27 条第 1 項各号に該当する可能性があるとしてマネーパートナーズが判断した場合または以下の事項に該当するなど不適切な取引であるとマネーパートナーズが判断した場合、お客様の新規の取引を制限または停止することができる。</p> <p>①当社システムに大きな負荷を与える行為</p> <p>②取引と関係のない入出金を繰り返す行為</p> <p>③金融資産や投資経験などから判断して過剰な取引</p> <p><u>④短時間で注文を繰り返すなど、当社の価格形成に影響を及ぼし他のお客様の不利益に繋がる行為やカバー取引に支障をきたす行為</u></p> <p>⑤お客様より FX 取引に関して訴訟提起、調停申立、裁判外紛争処理機関へのあっせん申立等が行われた場合で、その争いの対象となった事柄と同一の理由により、取引を継続したときに紛争、損失が拡大する可能性がある場合</p> <p>マネーパートナーズ外国為替証拠金取引約款改訂記録 <u>令和 5 年 3 月 20 日改訂</u></p>